

小規模水道のてびき

千葉県健康福祉部薬務課

千葉県 保健所

(千葉県 健康福祉センター)

目 次

I はじめに	1
II 小規模水道とは	1
III 小規模専用水道	2
IV 小規模簡易専用水道	6
V 汚染事故等の緊急時の措置	7
VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度	8
VII 水質基準及び水質検査の項目	9
VIII 様式等	10
1. 水質検査月報	10
2. 水道施設点検表（自己水源）	11
3. 水道施設点検表（上水受水）	12
資 料	13
1. 千葉県小規模水道条例	13
2. 千葉県小規模水道条例施行規則	19
3. 健康福祉センター（保健所）の所管区域	23

I はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

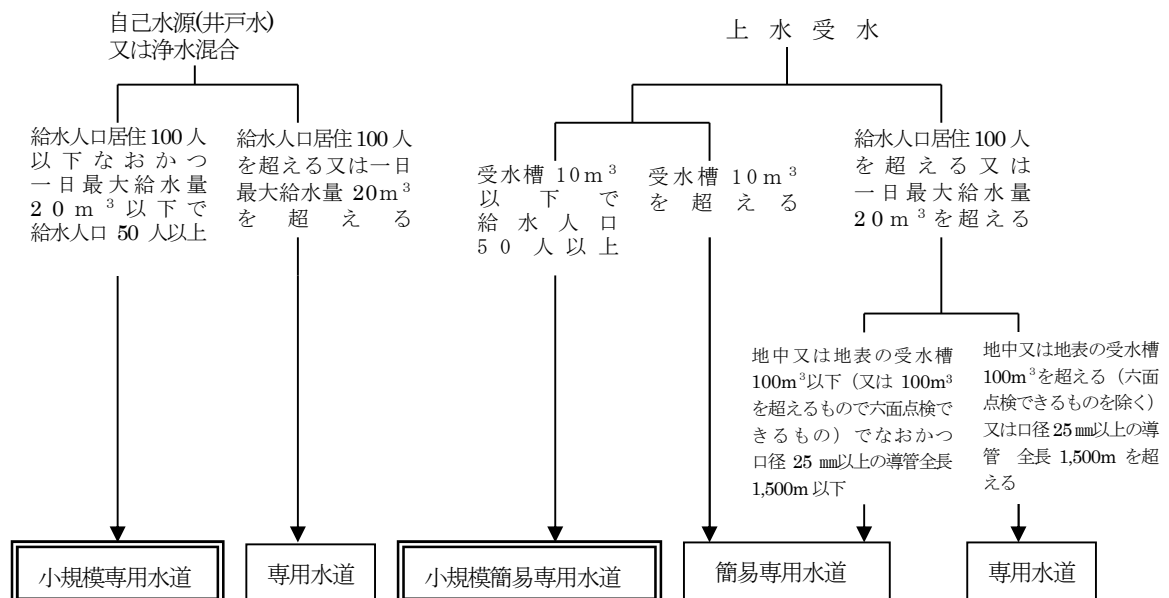
しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から千葉県では昭和37年に「千葉県小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

II 小規模水道

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。

（下図参照：□は水道法適用、▣は小規模水道条例適用）



* 専用水道からの受水も専用水道に該当

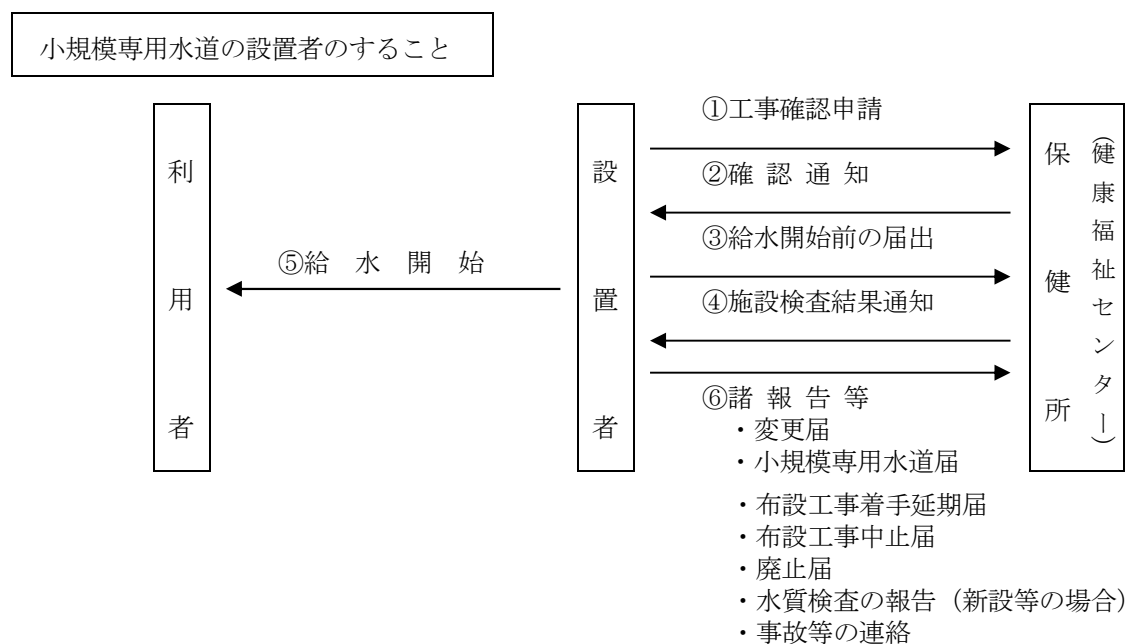
なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主、管理者、経営者等）に基づき50人以上の居住者、滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

< 条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示 >

- (1) 共同住宅・宅造地等における居住人口
- (2) 学校・幼稚園・保育所等における職員数、学生数、生徒数、学童及び園児数

- (3) 病院・診療所等における職員及び病床数
- (4) 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- (5) ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- (6) その他事業所における従業者数及び勤務者数

Ⅲ 小規模専用水道



1 保健所（健康福祉センター）への届出等

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

工事に着手する前に、所定の「確認申請書」により、施設所在地を所管する保健所（健康福祉センター）へ申請してください。工事の着工は、保健所（健康福祉センター）からの「通知書」を受けてから始めてください。

(2) 給水開始前の届出

当該工事が竣工したときは、所定の届出用紙により、保健所（健康福祉センター）に届け、施設の検査を受けてください。その後、その検査に合格した旨の「通知書」を受けてから給水を開始してください。

(3) 変更する場合

設置者が変更になった場合や確認申請を伴わない規模の縮小や拡大があった場合は届出が必要です。

(4) 既設の場合

確認を受けていない施設や、既存の施設で給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で小規模専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

(5) 布設工事の着手を延期する場合

保健所（健康福祉センター）から工事確認の通知を受けた後、工事の着手が予定日より

長期に延期するとき（おおむね6か月以上の延期）は届出が必要です。

(6) 布設工事を中止した場合

保健所（健康福祉センター）から工事確認の通知を受けた後、工事に着手せず、布設計画が消滅した場合は届出が必要です。

(7) 廃止する場合

次の場合は届出が必要です。

- ・ 給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなる場合
- ・ 保健所（健康福祉センター）から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、工事が取り止めとなった場合

<確認を要する変更の具体例>

- ① 建築物の増築等により一日最大給水量が増加するとき。
- ② 水源の種別又は取水地点を変更しようとするとき。
- ③ 浄水方法が急速ろ過方式、緩速ろ過方式等であり、その処理方法の変更に係る工事をするとき。

<変更届の具体例>

- ① 建築物の増築等により一日平均給水量のみが増加するとき。（処理能力は変わらず、供給量が増加）
- ② 浄水方法が、消毒のみの方式でそれに係る変更のとき。
- ③ 浄水方法を変更することなく、増設（新たな機器への交換を含む）するとき。

2 維持管理

小規模専用水道施設の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

(ア) 管理責任者の設置

小規模専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

(イ) 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の各種図面、書類及び工具、検査機器等を整備保管してください。

(ウ) 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査等を行った場合はその記録を作成し保存してください。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

施設の点検・清掃・修理等の実施記録 健康診断の実施記録	1 年
水質検査の結果	3 年

(2) 衛生管理

(ア) 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人畜が立ち入らぬように立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じてください。

(イ) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

(ウ) 残留塩素の保持

給水栓末端における遊離残留塩素は常に0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、消毒薬の予備を備えてください。

また、病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上としてください。

(3) 施設管理

(ア) 定期点検

小規模専用水道施設各部（取水・貯水・ろ過・消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかの付着や沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

(ア) 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行ってください。

(イ) 定期の水質検査

おおむね6か月に1回定期的に水質検査を行ってください。

（水質検査項目及び検査頻度については8ページのとおりです。）

(ウ) 臨時の水質検査

小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を行ってください。

(エ) 原水の水質検査

クリプトスポリジウム等対策として、浄水受水以外の施設にあっては、原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施し、指標菌が検出された場合であつたクリプトスポリジウムを除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、原水のクリプトスポリジウム等を3か月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

原水から指標菌が検出されていない場合でも、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は6か月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

また、原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、3年に1回、全項目検査等で、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧

地下水以外の水の混入の有無を確認してください。ただし、トリクロロエチレン等の除去施設を持つ施設にあっては、原水で確認してください。

その他、浄水施設（消毒施設のみを除く。）が設置されている施設については、必要に応じ原水の検査を実施し、浄水能力の確認に努めてください。

(5) 薬品の管理

(ア) 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備してください。

(イ) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用法は適正に行うとともに、その使用量等を記録するなどの薬品管理に万全を期してください。

(ウ) 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

(6) 健康診断

取水施設・浄水施設又は配水施設等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に年1回以上病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）患者、あるいは保菌者の有無に関して定期的健康診断を実施してください。

また、これらの者に感染症が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、その感染症について臨時の健康診断を実施してください。

(7) その他

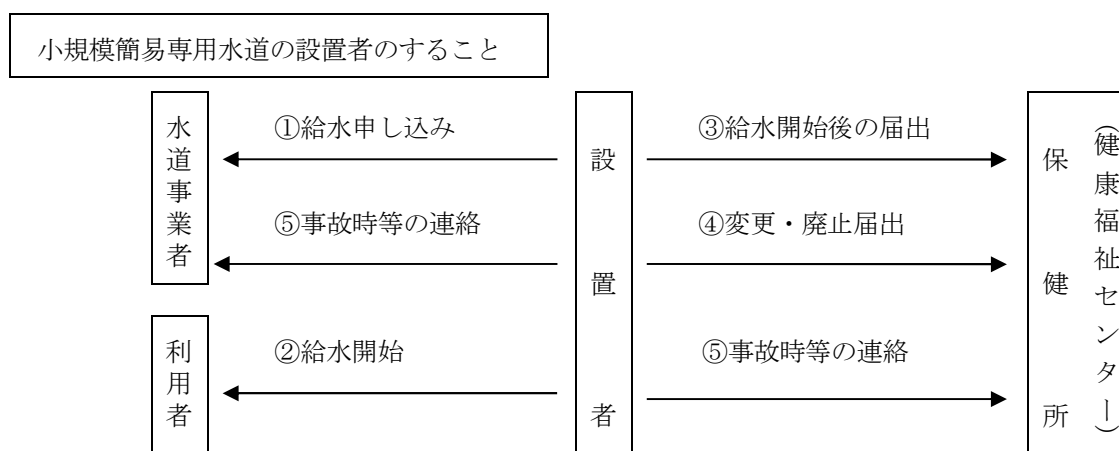
消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。

3 保健所（健康福祉センター）への報告

給水開始届出及び小規模専用水道届出を行った小規模専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行いその結果を所管保健所（健康福祉センター）に報告してください。

検査の種類	報告期限	報告様式
毎日検査（色、濁り、残留塩素）	結果が判明した翌月の 15日まで	水質検査月報用紙
おおむね6か月に1回行う検査		検査成績書の写し
臨時の検査	結果判明後速やかに	

IV 小規模簡易専用水道



1 保健所（健康福祉センター）への届出

(1) 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは、所定の届出用紙により、施設の所在地を所管する保健所（健康福祉センター）へ届け出てください。

(2) 変更する場合

設置者が変更になった場合や受水槽の規模拡大等があった場合は届出が必要です。

(3) 既設の場合

給水開始の届出をしていない施設や、既存の施設で給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

(4) 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大・縮小又は消滅等によって小規模簡易専用水道でなくなる場合は届出が必要です。

2 維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

(1) 管理体制の整備

管理に当たっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の掃除や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

(2) 残留塩素の保持

原水は既に消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、

再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するようにしなければなりません。

(3) 施設管理

(ア) 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善してください。

(イ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかの付着や沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

管理の不備や構造的な欠陥、配水管の腐食といった問題が発生した場合、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観に注意し、異常を感じたときは速やかに水質検査を行ってください。

(5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。

V 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、速やかに次のような措置をとってください。

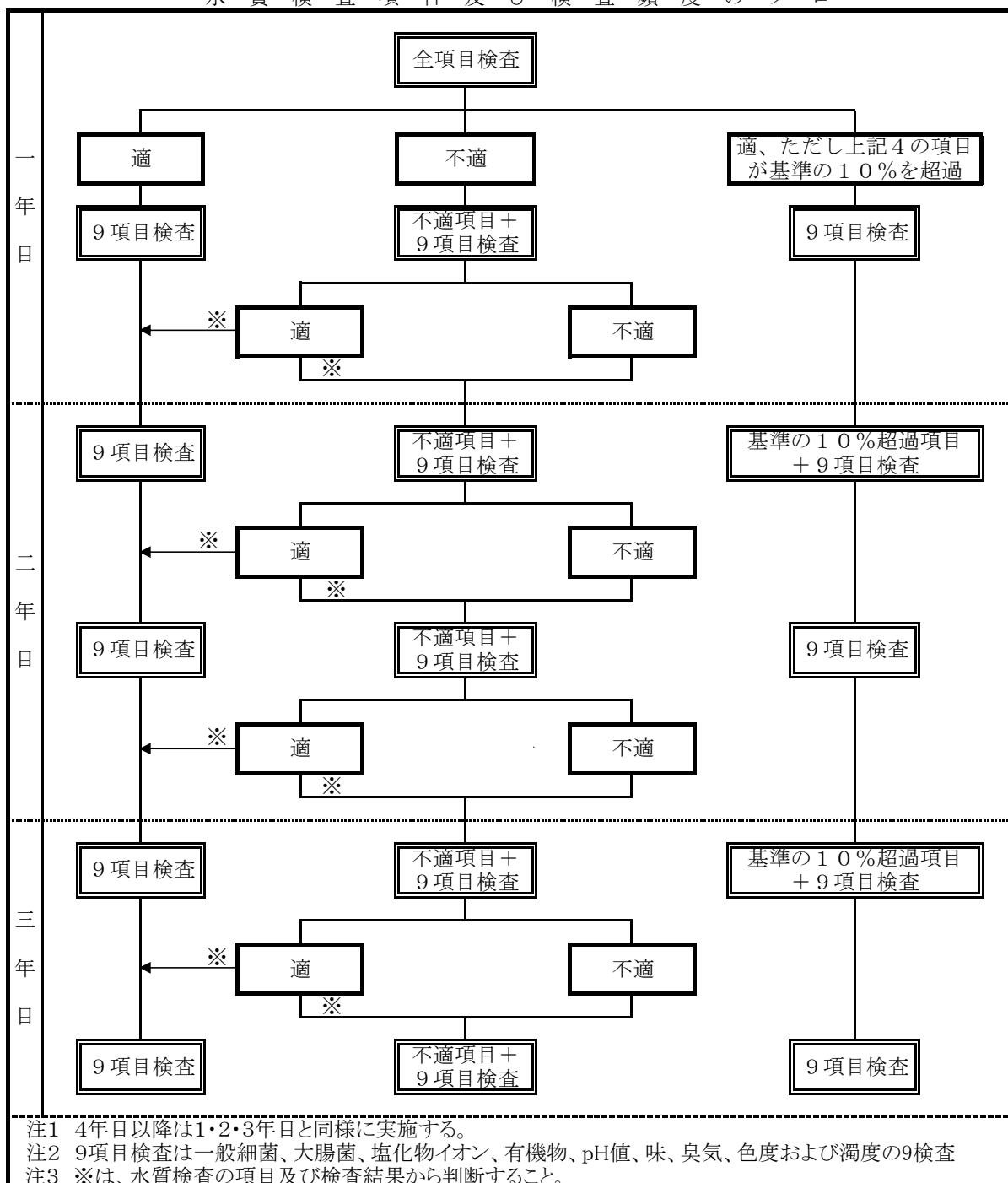
(1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、保健所（健康福祉センター）等へ連絡し指示に従ってください。

(2) 汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、保健所（健康福祉センター）の指導に従ってください。

VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

- 1 検査頻度については、年2回とし、原則として年1回は全項目（52項目）検査を実施すること。
- 2 1回目の全項目検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合の2回目の水質検査は9項目まで省略することができる。
- 3 水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、全項目検査を実施し、その結果が水質基準に適合しているときには翌年及び翌々年の年1回行う全項目検査は、基準の表中33の項から38の項まで及び40の項から46の項まで検査事項に関する検査の全部又は一部を省略することができる。
- 4 水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、基準の表中3の項から33の項までの検査事項に関する検査については、前回における当該事項についての検査の結果が、当該事項に係る水質基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上まで省略することができる。
- 5 浄水を受水する小規模専用水道にあつては、水質基準に適合する水の供給を受けることから、水の供給を受ける水道の水質検査結果を入手することにより全項目検査については、次のとおりとすることができる。
 - ① 基準の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項から21の項まで、37の項、38の項及び40の項から46の項までの事項に関する検査については、検査を省略することができる。
 - ② 基準の表中6の項、8の項及び33の項から36の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、使用する配管等資機材の使用状況から、検査を省略することができる。
- 6 水道法施行規則第15条第1項第4号で規定する項目については、過去の検査結果が基準値の2分の1以下でありかつ原水並びに水源及び周辺の状況等から勘案し、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その検査を省略することができる。ただし、3年に1回の全項目検査は必要であること。

水質検査項目及び検査頻度のフロー



VII水質基準及び水質検査の項目

区分	No.	検査事項	基準値	確認申請時に行う水質検査	給水開始時に行う水質検査	全項目検査		深井戸を水源とする場合の例								
						自己水源又は浄水混合	浄水受水	1年		2年		3年				
								1回	2回	1回	2回	1回	2回			
健康に関連する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	□	○	◎		◎		◎			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	○	◎	□	○	◎		◎		◎			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	15	1,4-ジオキシン	0.05mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	◎		◎		◎			
	22	塩素酸	0.6mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	24	クロロホルム	0.06mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	27	臭素酸	0.01mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	31	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	◎	◎	○	◎		◎		◎			
性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○								
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	●	□	○								
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	●	□	○								
	36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○								
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○	●	△	○								
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	●	△	○								
	39	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○	●	△	○		○	○	○	○	○	○	○
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
48	pH値	5.8以上~8.6以下	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
49	味	異常でないこと		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
50	臭気	異常でないこと		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
51	色度	5度以下	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
52	濁度	2度以下	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
項目数				40	52	52	52									

- は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
- ◎は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
- △は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の①による省略可能項目
- は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の②による省略可能項目

施設 番号	
----------	--

年 月 日

千葉県 保健所長 様

施設名称

管理責任者名

年 月に検査した結果を次のとおり報告します。

水質検査月報

月分

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素濃度 (mg/l)	採取場所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

水道施設点検表（自己水源）

点検事項	点検項目														備考
水源	水源の状態	1	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か												
	浄水設備等		2	ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか											
		3	沈砂槽等の清潔保持・汚染防止措置は適切か												
		4	漏水・水圧等の対策は適切か												
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	5	ポンプ室内は清潔に保持しているか												
		6	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか												
		7	ポンプから水漏れしていないか。（グラントパッキンの交換）												
	給水管等の状態	8	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか												
消毒設備	消毒設備の状態	9	注入量は適正であるか												
		10	液の漏れはないか												
		11	薬液タンクの液量は十分か												
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	12	関係者以外の立入禁止措置を講じているか												
		13	水槽の周囲は清潔に保持しているか												
	水槽本体の状態	14	亀裂、漏水箇所がないか												
		15	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか												
		16	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか												
		17	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か												
		18	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か												
		19	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか												
	水槽内部の状態	20	水中及び水面に異常な物質がないか												
21		汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常に存在しないか													
22		給水施設以外の配管設備等が設置されていないか													
その他	貯水槽の清掃	23	清掃は年1回定期に行われているか	【清掃実施日】 年 月 日											
	定期の水質検査	24	定期の水質検査（おおむね6カ月ごと）は実施しているか	【検査実施日】 年 月 日		【項目】全項目・必須項目		【結果】適合・不適合（項目：）							
	健康診断	25	腸内細菌検査は年1回以上実施しているか	【検査実施日】 年 月 日		【結果】 適合・不適合									

判定基準 (○:良好 △:不十分 ×:不良 /:該当なし)

水道施設点検表（上水受水）

点検事項	点検項目														備考	
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	1	ポンプ室内は清潔に保持しているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		2	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		3	ポンプから水漏れはないか（グランドパッキンの交換）	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	給水管等の状態	4	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	5	関係者以外の立入禁止措置を講じているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		6	水槽の周囲は清潔に保持しているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	水槽本体の状態	7	亀裂、漏水箇所がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		8	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		9	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		10	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		11	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		12	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	水槽内部の状態	13	清掃は年1回定期に行われているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		14	水中及び水面に異常な物質がないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		15	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常に存在しないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		16	給水施設以外の配管設備等が設置されていないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
水質検査	色	17	水に異常な色が認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	濁り	18	水に異常な濁りが認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	臭味	19	水に異常な臭気及び味が認められないか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	残留塩素	20	残留塩素は0.1mg/l以上保持されているか	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

判定基準　（○：良好　△：不十分　×：不良　／：該当なし）

千葉県小規模水道条例

(目 的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、50人以上の者に水を供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 一 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 二 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 三 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第1項に規定する水道
- 四 水道法第3条第6項に規定する専用水道
- 五 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道

2 この条例において「小規模専用水道」とは、小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいい、「小規模簡易専用水道」とは、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する同条第1項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

3 この条例において「設置者」とは、小規模水道を布設し、又は管理している者をいう。

4 この条例において「小規模専用水道施設」とは、小規模専用水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該設置者の管理に属するものをいう。

(適用区域)

第2条の2 この条例の規定を適用する区域は、別表のとおりとする。

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるも

のでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 七 小規模専用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(確認)

第5条 小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 1日最大給水量及び1日平均給水量
- 二 水源の種別及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 小規模専用水道施設の概要
- 五 小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- 六 浄水方法
- 七 工事の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他規則で定める事由

(確認等の通知)

第7条 知事は、前条第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、前条第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び検査)

第8条 小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則

で定めるところにより実施した水質検査の結果を知事に届け出なければならない。

- 2 小規模専用水道の設置者は、知事が前項の届出を受理した場合において、規則で定めるところにより行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

(変更又は廃止の届出)

第9条 小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(水質検査)

第10条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 小規模専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して3年間これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第11条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第12条 小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(小規模簡易専用水道の給水開始等の届出)

第13条 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは速やかに、当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(小規模簡易専用水道の管理)

第14条 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

(改善命令等)

第15条 知事は、小規模専用水道施設が第4条の施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。

- 2 知事は、小規模簡易専用水道の管理が第14条に基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 知事は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは、当該設置者に対して、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 知事は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所もしくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 知事は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前各項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰 則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- 二 第12条の規定に違反した者
- 三 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第8条第2項の規定に違反して給水を開始した者
- 二 第10条第1項の規定に違反した者
- 三 第11条の規定に違反した者
- 四 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

(委 任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年6月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現に小規模水道を布設し、又は第4条若しくは第6条第1項に規定する工事

に着手している者は、第4条又は第6条第1項の確認を受けたものとみなす。

- 3 前項の規定により第4条又は第6条第1項の確認を受けたものとみなされた者は、この条例の施行の日から起算して30日以内に届出書に小規模水道施設の概要その他規則で定める事項を記載した書類（図面を含む。以下同じ。）を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定に違反して同項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の事項を記載した書類を提出した者は、10,000円以下の罰金又は科料に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則（昭和55年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は平成4年4月1日から施行する。ただし、第18条各号列記以外の部分及び第19条各号列記以外の部分の改正規定並びに附則第3号の規定は、同年5月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 千葉市の区域におけるこの条例（第17条の次に1条を加える改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例（第18条各号列記以外の部分及び第19条各号列記以外の部分の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月7日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 船橋市の区域におけるこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月21日条例第98号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。）におけるこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条の2）

印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の区域

千葉県小規模水道条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、千葉県小規模水道条例(昭和37年千葉県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査項目等)

第2条 条例第3条第1項に規定する水質基準(以下「水質基準」という。)に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表に定めるところによるものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法により行うものとする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- 一 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- 二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設(改造)工事確認申請書(別記第1号様式)とする

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 給水区域を記載した図面
- 二 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 三 主要な小規模専用水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする図面
- 四 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- 五 その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- 二 水の供給を受ける者の数

(給水開始前の届出及び検査)

第5条 条例第8条第1項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染

並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

(小規模専用水道の廃止等の届出)

第6条 条例第9条に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第3号様式）により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第6条第2項各号に掲げる事項
- 二 設置者の住所及び氏名

(定期又は臨時の水質検査)

第7条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の上欄に掲げる検査を当該下欄に定める回数により実施するものとする。

検 査	回 数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね6ヶ月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査の全部又は一部を省略することができる。

3 条例第10条第1項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第2条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第8条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- 二 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 三 配水池等水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。
- 四 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を0.2mg/l（結合残留塩素の場合は1.5mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定により小規模簡易専用水道の供給開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
 - 二 水の供給を受ける者の数
 - 三 水源となる水を供給する水道事業者（水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称
 - 四 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
 - 五 給水開始年月日
 - 六 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図
 - 七 その他知事が必要と認める書類

(小規模簡易専用水道の廃止等の届出)

第10条 条例第13条第2項に規定する変更の届出は小規模専用（簡易専用）水道変更届出書（別記第3号様式）により、同項に規定する廃止の届出は小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 第9条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- 二 設置者の住所及び氏名

(小規模簡易専用水道の管理基準)

第11条 条例第14条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査を行う。（必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。）
- 四 供給する水が人の健康を害するおそがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(身分証明書)

第12条 条例第17条第3項の証明書の様式は、身分証明書（別記第6号様式）とする。

附 則

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所(健康福祉センター)の所管区域

保健所名	電話番号	住 所	所 管 区 域
印 旛	043 (483) 1137	佐倉市鐺木仲田町8-1	酒々井町・栄町
香 取	0478 (52) 9161	香取市佐原イ92-11	神崎町・多古町・東庄町
山 武	0475 (54) 0611	東金市東金907-1	九十九里町・芝山町・横芝光町
長 生	0475 (22) 5167	茂原市茂原1102-1	一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷 隅	0470 (73) 0145	勝浦市出水1224	大多喜町・御宿町
安 房	0470 (22) 4511	館山市北条1093-1	鋸南町

*市の区域に所在する施設は、各市が担当していますので、市役所等の窓口にご相談ください。